

大分大学医学部附属病院手術部細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-25号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第9条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院手術部（以下「手術部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(手術部長)

第2条 手術部長は、病院長の命を受け、手術部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(手術部副部長)

第3条 手術部副部長は、手術部長を補佐し、手術部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第4条 手術部においては、次の業務を行う。

- (1) 各診療科による手術等の計画、準備及び実施に関すること。
- (2) 麻酔等の計画、準備及び実施に関すること。
- (3) 手術部内における患者の術後管理に関すること。
- (4) 手術、麻酔等に関する教育及び研究に関すること。
- (5) その他手術及び麻酔に関すること。

(術後疼痛管理チーム)

第5条 手術部に、各診療科の術後患者に対し、多職種による手術後の疼痛管理及び悪心嘔吐対策を行うため、大分大学医学部附属病院術後疼痛管理チーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）を置く。

2 術後疼痛管理チームに関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第6条 手術部の運営に関する事項を審議するため手術部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 手術部長
- (2) 手術部副部長
- (3) 外科系診療科の医師 各1人
- (4) 高度救命救急センターの医師 1人
- (5) 看護部長
- (6) 手術部担当看護師長
- (7) 外科系診療科担当看護師長 1人
- (8) その他手術部長が必要と認めた者

3 前項第3号、第4号、第7号及び第8号の委員は、病院長が指名する。

4 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第3項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営会議に議長を置き、手術部長をもって充てる。

7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

8 議長は、第2項第3号及び第4号の委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

9 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

10 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、手術部に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号、第4号、第7号及び第8号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院手術部規程（平成16年医学部規程第4－5号）は、廃止する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4－23号）

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第4－4号）

この細則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4－17号）

この細則は、令和6年5月29日から施行する。